

# 議 事 錄

第 27 回 定 例 総 会

令和 7 年 10 月 9 日

## 太田市農業委員会 27回定例総会議事録

開会日時 令和7年10月9日（木）午後2時  
閉会日時 令和7年10月9日（木）午後2時40分  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男  
(17人) 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫  
9 津久井準一郎 10 木村 克巳 11 高木 勝 12 清水 由紀江  
13 中村 幸江 15 小磯 典夫 16 石原 康男 18 永井 幸二  
19 片亀 昌子

欠席委員 17 室田 道博  
(1人)

出席職員 毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理  
(8人) 町田主任 須永主任 堀越主任専門員

会議に付  
した事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出につ  
いて  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ  
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第27回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席委員17名、欠席委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、5番 太田安弘委員 と 6番 塚越仲夫委員 のお二人にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が2件ございます。  
議案書6ページを御覧ください。議案第3号の提出案件数ですけれども、2件、申請等取下願が提出されておりますので、合わせて15件に訂正をお願いいたします。また、それに絡みまして、その案件が6ページの4番及び6番となりますので、これが取下げとなります。

## 5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は8件です。

事務局より、提案をお願いします。

事 務 局

提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 牛沢町の土地 畑 430 m<sup>2</sup> 外1筆 計495 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

2番 大館町の土地 畑 2,796 m<sup>2</sup> 外11筆 計11,845 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 安養寺町の土地 畑 1,021 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

4番 新田中江田町の土地 田 500 m<sup>2</sup>、営農規模拡大のため、農地を譲受けたい。

5番 新田中江田町の土地 田 500 m<sup>2</sup>、営農規模拡大のため、農地を譲受けたい。

6番 新田中江田町の土地 畑 674 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,113 m<sup>2</sup>、営農規模拡大のため、農地を譲受けたい。

7番 新田赤堀町の土地 田 1,044 m<sup>2</sup>、営農規模拡大のため、農地を譲受けたい。

8番 薮塚町の土地 畑 29 m<sup>2</sup>、農地を取得し、隣接する所有農地と一体で耕作したい。

1番から8番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会より報告願います。

番号1番につきまして、ご報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人の申請理由は、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したいということでございます。譲受人は農業経営を行っており、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番及び3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

議長	ただいま、第4地区協議会より番号2番及び3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ござりますか。
委員長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番及び3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長	(挙手 全員) 全員賛成ですので、番号2番及び3番を許可とすることに決定

いたします。

議長 続いて、番号4番から7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号4番、5番、6番、7番の4件について、ご報告いたします。これは全て譲受人が●●●の●●●●●●●というところで、聞くと太陽光になるらしいんですけれども、現状は草、あるいは管理された畠、田んぼ等になっております。営農規模拡大のため、農地を譲り受けたいという申請理由でありますが、当協議会で慎重審議いたしました結果、許可相当と認められましたので、ご報告いたします。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。  
ちょっと付け加えますが、草になっていますが、一応、地元の人たちと協議して、秋にはきれいにするという段取りを今、作成中とのことで、地元と協議しているということで、一応、安心していられるという話であります。以上です。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号4番から7番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ござりますか。

委員長 なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長 番号4番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
全員賛成ですので、番号4番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号8番について、今日お休みの17番委員の案件なんですけれども、メモをもらっていますので、代読したいと思います。  
当案件は約9坪という狭小な農地であるため、耕作もままならない状態のため、隣接する農地所有者へ譲渡するものです。譲受人は当該地を含めた一体利用で、より効率的な利用をしたいということあります。地区協議会では許可相当と判断いたしましたので、再度のご審議、よろしくお願ひいたします。

- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員長 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- （挙手 全員）
- 議長 全員賛成でありますので、番号8番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
- 提出件数は2件です。
- 事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林北町の土地 996 m<sup>2</sup> 外4筆 計3,299 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可となります、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
- 農地改良として一時転用するものです。
- 2番 世良田町の土地 1,266 m<sup>2</sup>の内 200 m<sup>2</sup>、農地区分は、農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可となります、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設に供する場合」には例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
- 農業用物置用地として転用するものです。
- ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
- それでは、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番について、ご報告いたします。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。  
土地の表示につきましては、台帳、現況ともに田、農地区分は農用地ということで、転用目的は農地改良のための一時転用でございます。  
かさ上げ、盛土ということで、申請理由としますと、畠地として利用するため、かさ上げしたいということでございます。  
この申請につきましては、事業計画書、あるいは作付計画書、残土証明書、その他誓約書など、これらのものが全て添付されております。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

18番 委員

これは田を畠状態にして、土を盛るわけですよね。そういうことになると、もう水田としては利用できない。待矢場の代表がいますけれども、そういう原形ですかね。これは本人が除外しなければ、また水田を一応除外しなければ、そのまますと水利費を払うんですけれども、これは畠地状態になると、要するに水田の除外申請をしなくてはならないので、これはここでどうのこうのではないんですけども、今日、待矢場推薦の委員さんも来ていますから、それにはやっぱり原形で、待矢場とそういう生産者にどうするんですかとか、そういう情報はやっぱり提供をといったほうが、そのために組織代表で出ているわけですから、その辺は一連的に連携を取って、確認をして、地権者に対して指導の徹底を図る必要があるのではないかと私は思います。以上です。関係ないと言えば、関係ないですけれども、これは●●さんが、そういうふうに知らないということになると、やっぱり駄目なんじゃないの。先日の総会のときに、18番委員からお話をいただきましたので、今回、代理人の方にこちらの待矢場のほうはどうするのかということで確認したら、今後、脱退予定だということで回答を得ましたので、今後も確認しながら進めていきたいと思います。

事務局

すみません。それが開かれた農業委員会だと思います。以上です。

18番 委員

議 長

あとはよろしいですか。

委 議 議 議 議	員 長 長 長 長	なし。 それ以外になければ、採決いたします。 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員) 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
8番 委 員		続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
		番号2番について、第4地区から報告します。 ●●●●●●●●●●さんという方なんですか?も、農機具等を保管、維持、管理する目的で、農地法の許可を得ずに所有地を利用していたことが判明したため、是正したいということで、自宅の作業場のすぐ隣り合わせのところに農機具等を保管する小屋を建てたんだけれども、そこが畠になっていたために是正したいということで届出がありまして、現地を見たところ、別に農地というか、畠になっていますけれども、農業用設備の一環としてもいいのではないかということで許可相当といたしました。 ご審議、よろしくお願ひいたします。
議 委 議 議 議	長 員 長 長 長	ただいま、第4地区協議会より番号2番について報告がありました、 ご意見、ご質問等ございますか。 なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員) 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は15件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局		提出件数15件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 311 m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 下田島町の土地 427 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 龍舞町の土地 445 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 上小林町の土地 500 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 東長岡町の土地 1,991 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

8番 東長岡町の土地 364 m<sup>2</sup> 外1筆 計444 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 矢田堀町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 原宿町の土地 757 m<sup>2</sup> 外1筆 計874 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

11番 原宿町の土地 912 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

12番 原宿町の土地 1,024 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

13番 新田木崎町の土地 180 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

14番 薮塚町の土地 360 m<sup>2</sup> 外3筆 計1,419 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

15番 大原町の土地 1,941 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、建壳分譲住宅用地として転用するものです。

16番 大原町の土地 632 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 大原町の土地 1,414 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、

該当する場合は問題ないと考えます。  
資材置場・露天駐車場用地として転用するものです。  
以上、提案させていただきます。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番及び2番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番について、報告いたします。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
譲受人は借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番委員 続いて、番号2番について報告します。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地を確認した結果を報告します。  
現地を確認した結果、周辺農地への支障もなく何の問題もないので、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番及び2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
なし。  
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番、5番、7番から12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員

番号3番について、休泊地区から報告いたします。  
場所は龍舞町、122号沿いであります。これは前、農地の除外申請があつた場所であります。それで今度、転用目的は分家であります。申請理由が借家に住んでおり、申請地を父から譲受け、自己の住宅を新築したいということであります。使用貸借であります。

現地を確認したところ、周辺農地に何ら問題はありませんでした。地区協議会では、許可相当として承認されております。以上です。

13番 委員

番号5番について、ご報告いたします。  
5番は、譲受人は借家に住んでいるが、住環境のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいとのこと。現地を確認したところ、東側は神社、西、北は、譲渡人の●●さんの畑で、草に覆われていましたが、申請地は草が刈ってありました。特に問題はないので、第2地区協議会では許可相当と判断いたしました。

再度ご審議のほど、お願ひいたします。

番号7番、8番について、ご報告します。

7番は太陽光発電施設です。現地確認をしたところ、周辺農地にも影響はないので、許可相当と意見決定しました。

8番は、住宅地の中に残っていた農地ということで、現地確認したところ、周辺農地に影響はないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いします。

番号9番から12番までの申請を説明いたします。

まず、9番につきましては、これは住宅で、申請地を祖父から借り受けで自己の住宅を新築するということであります。周辺状況は、東を除きまして、道路、住宅となっております。許可基準から見た判断は全て問題なしということで、さらに、総合判断としては、開発許可後、文書を施行するというふうなことでお聞きしておりますので、問題はないということで、よろしくお願ひします。

さらに、10番、11番、12番は、太陽光発電の設置であります。10番については、場所は渡良瀬川の堤防に接しまして、東、南は畑、山林になっております。西側は道路で、周辺の営農条件には支障がありません。一応問題なしということであります。

さらに、3号の11番ですが、北は畑で、東は道路になっておりまして、南、西は雑種地であります。さらに周辺は太陽光発電の設置が多く点在しております。営農条件には支障がございません。許可基準から見た判断は全て問題なしということです。

さらに、12番につきましては、北、南側は雑種地となっておりまして、

あと住宅ですね。東は道路、西側は太陽光発電となっておりまして、周辺への営農条件は支障はなしと。許可基準から見た判断は問題がありませんので、許可相当として地区協議会では決定しましたので、再度審議をお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号3番、5番、7番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番、5番、7番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号3番、5番、7番から12番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号13番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号13番について、ご報告いたします。

建築業等を営んでおり、会社と代表者自宅の中間地点にある申請地を取得し、資材置場として利用したいということで、水路と住宅に挟まれた土地であります。会社と経営者の自宅の中間地点にあるということで、それを資材置場として利用したいということです。

調査いたしました結果、適当と認められましたので、再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員長 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号13番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号14番から17番について、第6地区協議会の調査した意

見結果を報告願います。

11番 委員

番号14番について、ご報告いたします。

この申請は、金型製造を行っている会社の駐車場が不足しているため、駐車場用地として申請が出ております。現地は、東、南、西と道路に面しております、北側は隣接する会社となっております。

地区協議会では問題ないということで意見決定いたしましたので、再度のご審議、よろしくお願ひいたします。

12番 委員

番号15番、16番について報告いたします。

15番、16番をチェックリストに基づき調査した結果は、15番は建設業を営んでいる譲受人が4棟の建売分譲住宅を建てるものです。

16番は、父より申請地を借り受け、分家住宅を建てるものです。

双方を現地確認したところ、何ら問題はないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

11番 委員

番号17番について、ご報告いたします。

これも17番委員のメモを預かっていますので、代読させていただきます。当案件は、申請理由欄にもありますように、資材置場及び駐車場用地を確保するというものです。

当該地の周辺ですが、東側、南側、北側は市道に囲われ、西側は駐車場用地に隣接している状況です。周辺農地への支障もなく特に問題もないで、地区協では許可相当と意見決定いたしました。再度のご審議、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号14番から17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ござりますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号14番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号14番から17番を許可とすることに決定いたします。

議長

以上で審議は終了いたしましたが、次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した9月分の許可証の取扱いに關わる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

議長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、11ページから12ページに記載のとおり、6件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、13ページから15ページに記載のとおり、15件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、16ページから17ページに記載のとおり、9件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、18ページから22ページまで記載のとおり、22件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議員長 報告第2号から第5号につきまして、質問等ござりますか。  
なし。  
ご質問等もないようですので、以上で第27回定例総会を終了します。

閉会 令和7年10月9日（木）午後2時40分